

章 1 動物命名法

動物命名法の定義と、本規約の規定対象は学名であることと、取扱う学名の範囲が示される。学名の取扱い範囲については、第1版からかなりの変遷がある。

条 1. 定義と適用範囲

1.1. 定義

動物命名法の定義は「動物タクソンの学名体系」と要約できる。しかし、定義に使われている言葉には更に用語集で定義されているので、多くの情報が凝縮されている。次の要点を押さえておくこと。

- 1) 動物は現生、絶滅を問わない。
- 2) 用語集によれば、タクソンは taxonomic unit のことであり、その unit に名前がつけられているかどうかは関係ないとされている。taxonomic unit とは生物を分類学に則って区分けする時の、一つ一つのまとまりである（つまり文字通りに taxonomic な unit と解釈する）。条文では taxonomic unit が用語であるかのような誤解を与える表現であるが（日本語版の「分類学的単位」はまさに用語扱いの訳）、taxonomic unit は taxon の簡略定義であって、専門用語としての taxon に対する一般用語ということではない。またこの unit は「単位」というより「まとまり」である。例えば km - m - cm - mm という一連の unit と、属-亜属-種-亜種という一連の unit を比較すれば、前者が固定長目盛であるのに対して後者はいわば相対目盛である。更に、前者では中間の unit は一般的に存在しないが、後者では研究者の裁量によって（学名にはならないだけで）どれだけでも中間の unit を供用することができる。後者のような unit も、日本語としては広義に「単位」と呼ぶことは可能だろう。しかし語感からくる誤解がないように注意しなければならない。その意味で、文部省の学術用語集動物学編の taxon に対する「分類単位」という訳は不適切である。あえて訳すなら「分類区分」であろうが、このような一般語を使った用語では純学術用語であることがわかりにくいので、好ましくない。カタカナ語の「タクソン」が適当だろう。
- 3) 学名はタクソンに与えられる。英語感覚においては、*Homo sapiens* は種タクソンなので a scientific name であるが、*sapiens* だけではタクソンといえないため a scientific name ではないことになる（英語において、*sapiens* は a part of a scientific name であり、命名規約では単に a name と表記されて、a scientific name とは区別される）。一般的な日本語感覚では *sapiens* も学名である。このように英語と日本語にはズレがある（「name」4頁の解説参照）。
- 4) タクソンの大きさは1個体のミュータントから全動物までの幅を持つが、どの大きさのタクソンが学名を持つ資格があるとはどこにも記されていない。つまりどんなタクソンにも学名は与えられる。そのようにして与えられた学名が適格名であるかどうかは別の条文で規定される。
- 5) 学名体系とは、学名という一種の記号を人為的に管理するシステム、つまりマニュアルと考えればよい。系統研究者は、名前を見れば系統の位置が自明であるようにと、名前の中に系統情報を読み込ませたい傾向があるようだ。しかし命名規約という学名体系は、そのような系統学の体系を意味していない。学名を見れば系統がわかるとってはならない。

1.1.1. 動物とはいわゆる後生動物を指すが、研究者が動物命名法に従って命名したような、原生生物に属する一部のタクソンも動物とみなされる。原文で protistan taxa と表現されていて Protista（原生生物）という表現になっていないのは、原生生物全体が動物とみなされるのではないという意味である。

生物学において Protista の概念は変動がある。Haeckel (1894)の三界システムの分類体系では動物界、植物界、単細胞生物界のうちの単細胞生物界に相当する。Whittaker (1959)の五界システムでは動物界、植物界、菌界、原生生物界、細菌界のうち、原生生物界に相当する（Woese (1977)の六界システムは

たくさんのタクソン

分類学に携わらない人にとって、「タクソン」とはとっつきにくい概念でしょう。思いっきり抽象化すれば、系統樹の枝のことです。系統樹の全体も生物というタクソンを形成します。動物という大枝のタクソンから、どんどん枝分かれしてタクソンは小さくなっていき、末端近くでは種や亜種という小枝のタクソンに達します。もっと想像をたくましくして、系統樹を本物の大木の姿で思い浮かべてください。南向きの枝全部とか、潰瘍性のこぶ、枝変わり、1セットの複葉なども、まとまりとして認識できる限りタクソンになりえます（具体的に何のことかわからん、と言わず感覚的にとらえてくださいね）。

五界システムの細菌界を二分しただけである。おそらく本条は、五界システム（あるいは六界システムなどの五界システムの細分）における Protista を意味するのだろうが、三界システムの Protista であっても、規約に齟齬が生じることはない。五界システムでは、動物にも植物にも細菌にも入らないその他もろもろという、置き所のない寄せ集めが原生生物と呼ばれている。具体的には原生動物、藻類、粘菌類など、主に単細胞の生物を含む。しかし本条で動物とみなされる「原生生物に属する一部のタクソン」とは、一般的には原生動物のことである。藻類、粘菌類については、特定のタクソンが動物として扱われて命名されたのであれば、そのタクソンに限って命名規約の意味する動物になるが、一般的には国際植物命名規約の範疇に入る。

1.2. 適用の及ぶ範囲

現生動物と絶滅動物の学名なら何でもよいというわけではない。本条は適用範囲の一般論ではなく、判断しにくい例を集めて、動物としての学名を与えられえりボーダーラインぎりぎりの内側(本条 1.2)と、外側(次条 1.3)に分けている。

1.2.1. ボーダーラインの内側にあるタクソンは動物の学名を持つ資格がある。つまり次の実体を与えられた学名は、動物の学名としての適格性条件を満足すれば動物の学名としての地位が与えられる。

1) 家畜。第4版になるまでこの項目はなかった。家畜の学名の対象になるタクソンは大体において種階級群（つまり種か亜種）だろう。即ち家畜は種、亜種などとして認めるとわざわざ宣言しているのである。このような宣言が必要とされた背景には、アメリカにおける進化論と創造論の確執があるのかもしれない。聖書では家畜は世界の6日目に神が創造したもので、創造論者にとって種としての地位は不動のはずである。しかし科学者にとっての家畜は、ヒトの関与によって進化した、つまりヒトの創造したタクソンであり、現在も可動である。代表的な家畜である犬や猫の品種名は学名とはまったく異なる俗名である。素人目にはなぜ亜種名をつけないのか理解に苦しむケースもある。ヒトの創造したタクソンに科学界の名前をつけることが憚られているのだとしたら、嘆かわしい。

2) 遺骸自体が代替された化石。この代替とは、動物の体が鉱物に置換されたような化石(replacement)、動物が埋没・腐朽してできた空洞に泥などがつまってできた化石(cast; 貝殻では殻の裏の mould でもある)、その空洞の壁の部分の化石(mould)、その空洞部分がなくなって壁だけが残った化石(impression)として、動物の死体の形状を残している鉱物標本、岩石標本などをいう。しかし、死体が有機物のまま残っている氷漬けマンモスや、貝殻自体がまだ残っているような化石標本は勿論のこと、元の有機物は変成していても原型の保存状態がよい琥珀中の小昆虫は、ここで言う化石には該当しない。これらはもともと対象となるべき遺骸(まさに生物標本)である。

3) 生物の化石化した仕業のタクソン(生痕化石タクソン)。前項は、動物の遺骸の形状を残す化石であるのに対して、これは生存中の生物が活動中に残した存在の証である。大昔に第5項にある「原生動物の仕業」が化石化したものと考えればよい。但し第2項の化石の条件とは異なり、仕業の内部空

1.2.2

洞に土が詰まった化石 (internal mould), 仕業の表面の圧迫痕 (external impression), 仕業自体が代替された化石 (replacement) は含まないとされる (用語集; 動物の仕業). 地面にいた足跡の化石はよいけれども, その足跡に埋まった土が化石化して足の形をしていると該当しないわけである.

第3版までは「動物の化石化した仕業」であった. 傍点部が第4版で「生物」に変更された趣旨ははっきりしない. 素直に読めば, 「動物や植物などの区別をしないまま生物の生痕化石として提唱され, 今もって動物かどうかわからない学名は, 差し当たって動物タクソン名とみなす」ということになるだろう. 植物や細菌の仕業であることがわかっていて, 常にその区分で使用されてきた学名は, 条 1.1 によって排除される.

4) **寄集群**. 用語集に定義がある. 複数の種が集まっていたり, 発育途中のステージであったりするために入れるべき属が確信を持って決められないことがある. あえてそのような対象に学名を与える場合には, その対象を寄集群と呼び, 属か亜属として扱う. 寄集群は一つのタクソンだけで構成されるとは限らないので, 学名の取り扱いにはいくつかの制限 (条 10.3, 13.3.2, 23.7, 42.2.1, 66.1, 67.14) がある.

5) **現生動物の仕業**. 用語集によれば動物の仕業とは, 動物の作った穴 (地面に掘られた穴, 木にあけられた穴など), 虫えい, 巣, 棲管 (ケヤリムシなどの海産動物のもの), 繭, 移動跡 (足跡, 這い跡) のような, 動物の活動の結果であって, かつ体の一部ではないものをいう. 体の一部でないという条件は, カイガラムシの蠟物質のように皮膚の延長上にあるものを仕業とはしないということである. 用語集で示された仕業の実例はすべて, 活動の結果として自然に作られた物質である. これは動物の体そのものを標本にできない場合の, 窮余の代替えとしての物的証拠を意図しているのだろう. 鳴き声や求愛ダンスは結果ではなく, 活動のままであり, 録音・録画してもそのディスクは自然に生じた物質ではない. そのため仕業には該当しないと解釈するべきである (用語集の定義が曖昧なために, 該当しないと断定することはできないが, 標本にならないものを仕業に想定していないことは疑いない). 現生動物の仕業については, 1931 年になる前に命名された学名に限って認められる (条 12.2.8). 動物本体が見つからないのにその仕業だけで学名を作ることは禁止されるべきであるが, 古い名前は仕方なく認めているのだろう.

1.2.2. 動物のタクソンといっても, その大きさには幅がある. 命名規約はそのうち科, 属, 種の各階級群に含まれるタクソンの名前の規制を原則とするが, それより高位のタクソン (以下, 本書では高位階級タクソンと呼ぶ) の名前についても, 条 1~4, 7~10, 11.1~11.3, 14, 27, 28, 32.5.2.5 の規定が適用される. 逆に言えば, これ以外の規定を適用してはならない. 高位階級タクソンに対する規定は, 第4版が初めてである. 高位階級タクソンの規定については, 初めての試みのためか, 相当な不備がある. 現状では, これら高位階級タクソンの規定の実用性はほとんどない.

本条の「タクソンの名前」は, 1) 学名を意味すると考えれば, 命名規約の規制を受けた結果として, 適格な学名か不適格な学名かに分けられることになる. また 2) 広義の名前を意味すると考えれば, 命名規約の規制を受けた結果として, 俗名か学名かに分けられることになる. しかし内容的には, この二つの掛け詞として使われているようである. いずれにせよ, これらのタクソンは規定のつとれば適格な学名となる. 実は高位階級タクソンについては, 条 1.1 の解説 4 のように, その学名の存在の可能性は示唆されていたが, これまでの版では明文化されていなかった. 国際植物命名規約では, 高位階級タクソンの名前も学名であることが明記されている. ともあれ動物の方でも, 鱗翅目の Lepidoptera や昆虫綱の Insecta のような名前ははれて学名となったのである. 一方, 品種, 変種のような亜種にならない低位のタクソンの名前については, 学名かどうかの解釈は曖昧なままである. ケースバイケースで学名 (不適格な学名) として扱われたり, 俗名になったりしている.

1.3. 除外

前条 1.2.1 の逆で, ボーダーラインの外に出される名前 7 項目が示される. 学名であっても規定の

対象にしないものと、学名とみなさないのが規定しないものが混在しているが、両者は明確に分けられていない。明確にしない方が融通が効くのだろう。用語集によると、除外名は、本条または条 8.2, 8.3 に関わる学名である。つまり本条の項目の一部（少なくとも学名であるもの）は除外名と呼ばれる。本条に該当するすべての名前が除外名ではないので注意すること（条タイトルは「規定から除外する」の意味であり、「学名から除外する」ではない）。

さて用語集の不適合名の定義によれば、除外名のうち本条に関係するものは不適合名として扱われる。このことは逆説的に、除外名が規定の対象から外されていないことを意味する。一方勧告 51F には除外名に関する規定（勧告ではあるが）が存在し、更に不適合名の定義ともバッティングする記述になっている。このように、本条、不適合名の定義、勧告 51F の三つは互いに矛盾している。この不合理の原因は、本条に該当する学名を「除外名」という区分に含めたことにある。「規定から除外する名前」なのだから、そのような名前に用語を充ててはならないのである。本来なら本条の「学名であっても規定の対象にしないもの」は、適格／不適合の区別さえなく無視されるものとして扱うべきだろう。

1.3.1. 仮説的概念に対する名前. 命名規約で対象とするのは、過去か現在に実在が知られている動物である。このようなタクソンが理論的には存在するはずだ、ミッシングリングとしてのタクソンはこのようではなければならない、という推測に科学的根拠があっても、そのタクソンに含めるべき動物が発見されていなければ、著者の頭の中だけにある分類学上の概念にすぎず、仮説的概念と呼ばれる。高位階級タクソンでは違反しそうな項目である。

科属種の階級群では、2000 年からは担名タイプの固定が適格な学名の要件となっているので（条 72.3）、この項目によらなくても規制される。2000 年になる前は過去の文献を参照するだけでも学名が作れたため、科学者の常識に委ねられた部分が多い。生痕化石や 1931 年になる前に認められている動物の仕業は非生物物的物証であるため、仮説であるかどうかの客観的な判定に困るものもあるだろう。つまり「このような痕跡を残したモノは動物に違いない」という判断で記載されたタクソンは、考えようによっては仮説的概念である。ケースバイケースの判断になるだろう。

仮説的概念の定義には to exist in nature という文句が含まれる。これを「自然界に存在する」と訳すか「現実に存在する」と訳すかは微妙である。単に言葉のアヤと判断すれば無視すればよいが、次のような問題が生じる。

- 1) 自然界に存在すると解釈する場合：人工的環境（例えば実験室）で創造された亜種は自然界には存在しない。これを「自然界でも生まれえるタクソンである」として記載した場合は、仮説的概念とされ、不適合になるのだろうか。また家畜は条 1.2.1 で命名規約の対象と認められているが、家畜の品種（特に自然界にはいない犬、猫、小鳥など）を亜種に格上げしたいと思っても、「自然界での不在性」に該当して本条の仮説的概念とバッティングするかもしれない。
- 2) 現実に存在すると解釈する場合：上記 1 のような問題は生じない。しかし in nature は仏語版で dans la nature なのだが、この仏語では「現実に」という意味を当てるのは一般的でない。仏語版の使用者は、「自然界に」と解釈するだろうと思われるので、英語版の使用者と意見が対立するかもしれない。

1.3.2. 奇形標本まさにそのものに対する名前. 「まさにそのもの」は用語集に定義があり、命名規約独自の重要な意味を持つ。字義どおり厳密に解釈すべきことを示す。新種のミュータントには学名がつけられて然りだが、もしそのミュータントが奇形であった場合はどうなるのか。タクソンとして持続性がある場合は OK、一過性の標本に過ぎない場合はボツ、という基準が「まさにそのもの」の意味するところである。なお、日本語版では、右欄脚注に「後に奇形（条 17.3）...と判明した場合はこの限りではない」と補注されているが、誤りである。条 17.3 は「普通でない標本」の規定であり、これは「奇形標本」を意味しない。後に奇形標本まさにそのものと判明した場合の規定は存在しないので、本条の通り適格性を剥奪されなければならない。

用語集によれば、奇形標本は「正常でない標本，すなわち奇形体」である。日本語版は傍点部を「あるいは怪物」と誤訳しているため、いわゆる神話や伝承のモンスターも対象になっているかのようだが、そのようなモンスターは本条の想定外である。西洋古文献に現れるドラゴンや一角獣の分類学情報を元にして学名を設立しても本条の違反にはならない。モンスターであることを理由にして命名規約から除外する規定は存在しないのである（前条 1.3.1 も該当しない）。なおそのようなモンスターの学名は、条 8.1.1 を使って不適格にすることができる。

仏語版では、第 3 版までは「奇形標本まさにそのもの」と表現されていたが、第 4 版で「いわゆる奇形標本」になっている。内容を考えると、仏語版の変更は明らかに誤りである。

1.3.3. 雑種標本まさにそのものに対する名前. 単なる雑種標本には学名が与えられないが（本条）、雑種起原の種や亜種には与えてもかまわない（条 17.2）。「まさにそのもの」は、この二つの立場を厳密に区別せよと強調しているわけである。北隆館の第 1 版訳本ではこの「まさにそのもの」の訳が抜け落ちていたため、我国では長らく雑種由来に関するタクソンの学名まで不可と信じられてきていると思われる。ここでも日本語版では、右欄脚注に「後に…雑種（条 17.2）と判明した場合はこの限りではない」と間違っただけで補注されている。条 17.2 は雑種起原の規定であり、本当に「後に雑種まさにそのものと判明した場合」であれば、条 23.8 を適用しなければならない。絶対に有効名にはならないが、ホモニムを考える時は適格名としての扱いを受ける点で、奇形より優遇されている。

なお第 3 版までは「雑種まさにそのもの」と表現されていた。この表現と第 4 版の「雑種標本まさにそのもの」は同義と考えるべきだろう。「雑種まさにそのもの」では、雑種起原の種や亜種まで含んでしまうニュアンスがあるので、それを改善しようとしたのではなかろうか。

世間一般では、種間交雑か品種間交雑の第一世代を雑種と呼ぶことが多い。用語集による雑種は、「異なるタクソンに属する親から生じた子孫」とされる。つまり命名規約において、親の条件は「異なるタクソン」であればよく、子や孫から始まる子孫は当面の間、雑種と呼ばれ続ける。タクソンの大きさや種類は限定されていないので、亜種にならない実体のレベルでは、タクソンであるかどうかの判断は研究者次第である。個体群でさえタクソンと認めてよければ、かなり融通が効く。但しそれによって学名が不安定になる可能性もあるので、雑種個体群もタクソンでよいと断定するわけにはいかない。一方どの世代まで雑種とみなし続けるかは、まったく研究者の考え方次第である。

仏語版では、前子条と同じく第 3 版までは「まさにそのもの」と表現されていたが、第 4 版で「いわゆる」になっている。内容を考えると、仏語版の変更は明らかに誤りである。

1.3.4. 亜種にならない実体に対する名前. 亜種にならない実体とは、品種、変種のようにタクソンとみなせるものと、型（季節型、遺伝多型、雌雄異形など）のようなタクソンでないものを含む。異常型といわれるものには、前項の奇形（原則として 1 個体限り）から、繰り返し出現する特定の傾向（蝶の黒化型のようなもの）までであるが、ここで言う実体であるためには恒常性や傾向性が暗に要求されるだろう。タクソンとみなされる存在につけられた名前は不適格ながら学名といえるかもしれないが、タクソンでなければ条 1.1 によって学名でさえない。但し変種または型として出版された名前については、条件付で亜種とみなされる場合がある（条 45.6.4.1）。その場合には本条は適用されず、通常の亜種として扱われる。

1.3.5. 一時的な引用であり、かつ学名として使わない名前. 動物の俗名をラテン語アルファベットで綴ると、あたかも学名のように見える場合がある（例：*Canis* はイヌの属名であるが、ラテン語で犬を表す俗名でもある）。あるいは過去の文献から不適格な学名を引用すると、引用者がその学名を適格として認めたとみなされてしまう場合がある。あるタクソンを示したくても使用できる学名がなければ、一時的にこのような名前を引用しなければならない。その引用が命名法行為として学名の適格性に影響を与えないように、本条が設けられたのだろう。日本語版では補注に *Aus* sp. A を例としているが、この用例は間違いである（このような記号が命名規約の規制を受けないことは自明である）。

1.3.6. 現生動物の仕業に対して1931年になってから命名された名前. 条1.2.1の逆のこと. 動物本体が見つからないのにタクソンを新設するとかえって混乱を生じると考えられるからだろう.

1.3.7. 特定の目的のために、適格名に接頭辞や接尾辞を付加した名前. 例示にある A. L. Herrera (1899, 1901-1904)のような行為を否定するために制定された項である. 例示によると, 彼は属名に接頭辞をつけて, どの綱に属すのかをわかるようにしようとした. 例えば, 一つの大形タクソンとしての昆虫綱(Class Insecta)のすべての属名に *Ins-*をつけるように提唱したと言うのである. これは Opinion 72 によって zoological formula とされ, 国際動物命名規約から退けられた. 学名ではなく, 名前でさえもないという扱いである. 同様の扱いが, J. Sobolew (1914)にも裁定された (Opinion 132).

さて Mayr (1969: *Principles of Systematic Zoology*)は Herrera の方式に別の解説を与えている. 例えばアゲハ属(蝶)の *Papilio* が *Ylpapilia* になると言う. 接頭辞の Y は昆虫綱, l は鱗翅目, 接尾辞の a は節足動物亜界を意味する. 命名規約の例示とは大違いである. 食い違いの原因は, 原典に当たらなければ何とも言えない.

大型タクソン (taxonomic group) とは, タクソンが集まって一つの自然分類としてのタクソンを構成するものをいう (動物学的タクソンの概念に近い). 例えば用語集の例で, 一つの大形タクソンである昆虫綱の構成メンバーは, 「すべての昆虫個体」であると共に「昆虫に関するすべてのタクソン」でもあり, 要するに昆虫はすべて含まれる. なお, これに対して自然分類としてのタクソンにならないものはタクソン群 taxonomic field と呼ぶ (条 79 解説参照).

1.4. 独立性

動物命名法は他の命名法から独立しているので, 動物でないタクソンの名前と同一だという理由だけでは, その動物タクソンの学名は拒否されない. 「学名が拒否されない」とは, 有効名として使用できるという意味である (用語集定義, 拒否名). つまりこの条文の主眼は, 「動物でないタクソンとホモニム関係にあっても, その学名の使用を認める」ということである. 但し現在動物でなくてもかつて動物として扱われた学名であれば, ホモニムは規制を受け, 優先権を争う. このことが「... だという理由だけでは」の意味である.

勧告 1A. 非動物タクソンで既に使用されている名前

動物でないタクソンとのホモニムは構わないといっても, 命名する際にそれを避けるに越したことはない. そのために新しい動物学名の設立の際には, 国際植物命名規約の Index Nominum Genericorum (Plantarum)と国際細菌命名規約の Approved List of Bacterial Names を調べて, 既存名とバッティングしないようにと勧告されている. なお動物学名とは, 本命名規約に基づいた動物タクソンの学名をいう.

Index Nominum Genericorum (Plantarum)は International Association for Plant Taxonomy と Smithsonian Institution が合同で作成・管理するデータベースである. 国際植物命名規約関連の属名が編纂されていて, インターネットで公開されている. Approved List of Bacterial Names は, American Society for Microbiology が出版しており, 1990年の改定版がある. 細菌名の公式綴りが示されている. 国際細菌命名規約関連ではこの他に, 雑誌 International Journal of Systematic and evolutionary Microbiology (旧 International Journal of Systematic Bacteriology)に掲載される Validation Listでも有効な新名を調べることができる. 最新の学名情報はインターネットの次のサイトで見るとよい. List of Prokaryotic Names with Standing in Nomenclature (Society for Systematic and Veterinary Bacteriology) 及び Bacterial Nomenclature Up-to-Date (Deutsche Sammlung von Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH).

条 2. 動物命名法における特定の名称の許容

非動物の生物と動物の間を行き来したタクソン名は, 動物命名規約で取り扱われることを宣言した規定である.

ミドリムシは今

私が高校の頃（つまりもう一昔前のこと）、ミドリムシ（ユーグレナ）は植物か動物かわからないことになっていました。DNA 研究の進んだ今では、どうも単細胞生物が藻類を取り込んで合体したものらしいですね。元の単細胞が植物か動物かという問題に還元します。その単細胞はあくまで原生生物であり、原生生物は動物でも植物でもないという結論が主流のようですが、これは論争放棄でしょう（野次馬としては大変つまらない）。属名は *Euglena* Ehrenberg, 1831 であり、動物学では鞭毛虫類の Euglenidae 科、植物学では藻類の Euglenaceae 科とされます。今も両方で使われています。国際植物命名規約では、新種の記載にはラテン語の記述が必要とされるのに対して、動物の規約ではその要件はありません。しかしラテン語なしに動物として記載されたミドリムシの新種でも、植物の名前としてそのまま使えます。国際植物命名規約は、動物として記載された藻類はラテン語の記述がなくてもいいとしているからです。ミドリムシの仲間のための特例なのでしょう。

2.1. 後に動物とされたが最初はそうでなかったタクソンの名前

最初は動物でないとしても、その後動物とされた時点から動物としての学名が存在しているわけだが、その動物としての学名は当然動物命名法の規制を受ける。条文中引用された条 10.5 は、そのような学名の元になった、動物でない時に命名された名前が、命名の時点から適格名になるかどうかを定める条件である。

原文で「そのような名前」というのは、条タイトルのことを指す。条タイトルは拘束力を持つテキストではないため（条 89.2）、本条のような文章は不適切である。

2.2. 一時期動物とされたが今ではそうでないタクソンの名前

タクソン A が動物とされていた時点で使われた学名が不適格名なら、この条は勘案する必要がない。適格名なら、動物とされなくなっても動物命名法の規制を受け続ける。但し規制といっても、実質的にはホモニムの規定以外は関係がないので、ホモニムの優先権を競う関係の規定だけに限定されている。ここで動物のタクソン B の名前がタクソン A の名前とホモニム関係にあるとする。動物でないタクソン A の名前が古参ホモニムなら、動物タクソン B の名前は無効名となり使用できないということである。その逆で動物でないタクソン A の名前が新参ホモニムなら、単に動物タクソン B の名前はそのまま使用できるというだけであり、動物でないタクソン A の名前をどうするかは動物命名法の関知するところではない。

大山（1962：動物分類学報 27 号）の第 1 版解説では、動物化石として報告された *Eozoon* が岩石にすぎないことがわかった後も、動物命名規約においてホモニムの対象になるとしている。この解釈は間違いと考えるべきである。条文は「そのタクソンが動物でなくなった」場合を想定しているのであって、「タクソンと考えられていた存在がタクソンでなくなった」のではない。つまり動物でなくなってもタクソンであることには変りがないこと（つまり生物であること）を前提としている。非生命体であることがわかれば動物命名規約から排除され、ホモニムの対象にもならなくなる。しかしながら、動物の新しい属階級群タクソンに、今後あえて *Eozoon* の名前を充てるのは好ましくない。条文の解釈をめぐって物議をかます可能性があると思われるような名前は避けるべきだからである。

条 3. 起点

動物命名法の起点は 1758 年 1 月 1 日であるとする。この起点とは、学名と命名法行為が適格性を持つようになる出発点の意味であり、それ以前の情報の利用を妨げるものではない（条 3.2）。1758 年は *Systema Naturae*, 10th Edition が出された年である（実際は 1 月 1 日に出されたのではない）。この書によってリンネの学名体系の基礎が完成したとされている（「二語名・二重名」35 頁を参照）。

3.1. 1758 年出版の著作物と名前

Clerck の *Aranei Svecici* と Linnaeus の *Systema Naturae*, 10th Edition は 1758 年 1 月 1 日に出版されたものとみなされる。そしてこれらの著作物で出版された名前は、この順番に優先権を持つ。命名法行為の優先権については言及されていない。おそらくこれらの著作物には問題となるような命名法行為がないのだろうが、もし存在し、その優先権を決めることになれば同時出版となるために第一校訂者原則を適用しなければならないだろう。同年の他の著作物はすべてこれより後に出版されたものとみなされる。

Aranei Svecici は、本当は一年前の 1757 年に出されたものであるが、リンネの校閲を受けて、*Systema Naturae*, 10th Edition と同等の学名体系が使用されている。世界中のクモの研究者がこの著作に現れた学名を適格名として使ったため、命名法の混乱を避けるために取られた特例措置である。学名の表記中では本条に従って 1758 年としなければならない。一例としてこの書物で設立されたシッチハエトリの原記載における学名は次のように引用されることになる。

Araneus arcuata Clerck, 1758

説明上どうしても 1757 年の数字を引用したい場合は、次のような表現手段がある（勧告 22A 例示）。

Araneus arcuata Clerck, 1758 (“1757”)

Araneus arcuata Clerck, 1758 (imprint 1757)

Araneus arcuata Clerck, 1758 (not 1757)

これらは学名に対する備考であり、ある意味で学名と一体化している。文中では補足説明的に、次のように書いてもわかるだろう。

Araneus arcuata Clerck, 1758 issued in 1757

Araneus arcuata Clerck, 1758 in Clerck (1757)

一方、文献引用は書誌学上の問題であり、命名規約の制約を受けないので正しく 1757 年を使わなければならない。引用文献欄では、次のような書き方になる。

Clerck, C. 1757, *Aranei Svecici, descriptionibus et figuris oeneis illustrati, ad genera subalterna redacti speciebus ultra LX determinati*. 154 pp, 6 pls. Stockholm.

本文との関連でどうしても 1758 年という年代を引用したい場合は、次のような表現手段が可能である。

Clerck, C. 1757 [1758], *Aranei Svecici*,

このような角括弧は、英語の一般的編集規則では、原典に掲載されていない情報を引用者が書き加えるために使用される。そのため丸括弧ではいけないし、現に印刷されている方の年代を [1757] のように囲ってもいけない。

Systema Naturae, 10th Edition は 1758 年の早い時期に出されたとしかわかっていないらしい。1 月 1 日とみなすのは、同書中の名前に、同年の他の出版物に発表された他の名前に対する優先権を持たせるための特例措置である。その措置の後で *Aranei Svecici* 中の名前にはそれより更に優先権を与えることが決定された。

3.2. 1758 年になる前に出版された名前、命名法行為、情報

1758 年 1 月 1 日より前に出版された名前と命名法行為は、動物命名法に入らない。しかし、情報は利用しえる。前条の *Aranei Svecici* は 1758 年の出版とみなされるので、名前、命名法行為、情報とも全面的に認められる。2000 年になる前は、原則的に担名タイプを設定しなくても学名を設立できたため、過去の文献の記載や描画を元にして命名することができた。そのような場合、1758 年になる前

の著作物であっても、記載や描画などの情報を使ってよいということである。2000年からの種階級群に関しては、担名タイプを要求する条 16.4 が制限となって新タクソンの設立には使えなくなっているかもしれないが（条 16.4 の解説参照）、命名法行為の根拠としては引き続き利用できる。

審議会は種々の場面で強権を行使する（条 81.1）。その一環として、著作物が抑制された場合における名前、命名法行為、情報の取り扱いが条 8.7.1 である。参照されていないが条 8.7 も関係する。要約すれば、著作物の出版の事実自体がなかったものと裁定されない限り、名前と命名法行為については適格性を持たないが、情報は利用してよいということである。

著者の二つの概念

Clerck の引用年代がずれる意味をもっとはっきり理解するためにも、「著者の引用」には二つの概念があることを整理しておきましょう。

土壌動物コロケ製造組合（青木 1976）
Zetomimus brevis Ohkubo, 1987

「青木 1976」は土壌動物コロケ製造組合という言葉が載せられている文献の著者の引用です。「Ohkubo, 1987」は学名の著者の引用です。引用様式は、前者は雑誌の投稿規定に従い、後者は命名規約の条 51 で規定されます。Clerck の場合、1757 年は文献の著者の引用、1758 年は学名の著者の引用に関わる年代なのです。

このように引用文献の著者は、学名の著者とは異なる概念ですが、時には本文中での引用様式が類似します。そのため、多くの雑誌では学名の著者の引用をもって、そのまま引用文献（原記載のもの）の著者の引用とみなしています。雑誌によっては、学名の著者の引用を引用文献としては認めないこともあります（こちらの方が本来なら正当派）。そのへんの扱いについては各々の雑誌の編集方針に任せるとしても、投稿者・編集者共に、学名の著者は引用文献の著者でないことを認識していなければなりません。次の二つの例を考えればよくわかります。

- 1) 下記のササラダニは Gordeeva and Bajartogtokh (2001) の同一の著作物で適格名になりました。

Dentoppia Gordeeva, 2001
Tetropia montana Gordeeva et Bajartogtokh, 2001
Tetropia metulifera Bajartogtokh et Gordeeva, 2001

これらの学名の著者から原著論文を探すのは至極の技です。必要に応じて *Dentoppia* Gordeeva, 2001 in Gordeeva and Bajartogtokh (2001) のように引用文献の表示を加える必要があります。

- 2) ホリササラダニは日本語の本に日本語だけで記載されました。だからといって、このダニの学名を日本語の論文の中で引用する時に

Paroribata horii 岸田, 1927

などと書いてはいけません。学名を表記する限りは、学名の著者の引用規約に従いましょう（この場合は勧告 51B）。